

docomo business ANCAR サービス利用規約 別冊(Rec)

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 docomo business ANCAR サービス利用規約共通編(以下「共通編」といいます。)の第1条(本規約の目的)第1項に規定する別冊として、当社はこの別冊(当社のサービスサイト(<https://portal.ntt.net/help/document/ancar-rec/>)に掲載するドキュメント等に定める内容を含みます。)を定め、共通編に加えてこの別冊(以下、合わせて「本規約」と言います。)により、別紙に定める docomo business ANCAR Rec サービス(以下「docomo business ANCAR Rec サービス」といいます。)を提供します。

第2章 契約

(docomo business ANCAR Rec サービスの契約申込の承諾)

第2条 当社は共通編第7条(利用申込)の申込み(契約内容の変更を含みます。以下、本条において同じとします。)があった場合、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第8条(docomo business ANCAR サービスの契約申込の承諾)に規定する場合、又は次の場合には、その docomo business ANCAR Rec サービス契約の申し込みを承諾しないことがあります。

(1) docomo business ANCAR Rec サービスの契約申込みをした者が、docomo business ANCAR Rec サービスと接続する当社のIP通信網サービス契約約款に定める第6種シェアードIP-PBX契約者と同一の者でないとき。

(最低利用期間)

第3条 docomo business ANCAR Rec サービスには、共通編第9条(最低利用期間)に規定する最低利用期間はありません。

(契約譲渡及び契約譲渡時のデータの取扱い)

第4条 当社は共通編第12条(契約に基づく権利の譲渡)に定める docomo business ANCAR サービスに係る利用権の譲渡の承認請求があつた場合であつて、次の事項に該当するときは、その譲渡承認を行いません。

- (1) 当社のIP通信網サービス契約約款に定める第6種シェアードIP-PBXサービス契約者と、その第6種シェアードIP-PBXサービスと接続する docomo business ANCAR Rec サービスに係る契約者とが、同一の者とならないとき。
- 2 契約の譲渡が行われた場合、譲渡前に docomo business ANCAR サービスにおいて生成・保存された通話録音データ、テキスト化データ及びその他の利用情報は、譲渡後も引き継がれるものとします。
- 3 譲渡元の docomo business ANCAR Rec サービスに係る契約者は、譲渡前に当該データの削除を希望する場合、自己の責任において削除を実施するものとし、当社は当該削除に関してその責任を負わないものとします。

第3章 料金等

(料金の支払義務)

第5条 共通編 料金表通則3(料金の計算方法等)の定めにかかわらず、次に掲げる期間について契約者は別紙に規定する料金の支払いを要します。

- (1) 通話録音蓄積料については、その契約に基づいて当社が docomo business ANCAR Rec サービスの提供を開始した日から起算して、本契約の解除があつた日の前日までの期間
- (2) テキスト化料については、その契約に基づいて当社が docomo business ANCAR Rec サービスの提供を開始した日から起算して、docomo business ANCAR Rec サービスに係るメニュー等の提供を終了した日を含む料金月までの期間
- 2 前項の期間において、docomo business ANCAR Rec サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
 - (1) 利用停止があつたときは、docomo business ANCAR Rec サービス契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
 - (2) 前号の規定によるほか、docomo business ANCAR Rec サービス契約者は、次の場合を除き、通信を行うことができなかつた期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
-----	------------

<p>docomo business ANCAR Recサービス契約者の責めによらない理由により、その docomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態(その docomo business ANCAR Recサービスに係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する通話録音蓄積料及びテキスト化料(docomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、原則として、docomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金)により算出します。)</p>
---	---

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第6章 損害賠償等

(責任の制限)

第7条 共通編第28条(責任の制限)第2項の定めにかかわらず、当社は docomo business ANCAR Recサービスが全く利用できない状態(その docomo business ANCAR Recサービスに係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する通話録音蓄積料及びテキスト化料(docomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、原則として、docomo business ANCAR Recサービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金)により算出します。)を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

別紙1 docomo business ANCAR Rec サービス提供条件等

1 メニュー一覧

メニュー	内容
docomo business ANCAR Rec サービス	通話録音データを格納し保存することを可能とする クラウドストレージ機能及び付加機能を提供するもの。

2 各メニュー等の提供条件

(1) docomo business ANCAR Rec サービス

A 提供条件

(A) 用語の定義

用語	用語の意味
お客様契約番号	docomo business ANCAR Rec サービスに係る契約を識別する番号
通話録音データ	当社のIP通信網サービス契約約款別冊(シェアードIP-PBXサービス)に定めるIP Voice通話録音機能を用いて作成した通話録音データ。本データは共通編第24条(データの取扱い)に定める生成等データに該当します。
テキスト化データ	docomo business ANCAR Rec サービスを利用して通話録音データからテキスト化を行い作成したデータ。本データは共通編第24条(データの取扱い)に定める生成等データに該当します。
docomo business ANCAR Rec ポータル	通話録音データの蓄積・管理、及び通話録音データのテキスト化・テキスト化データの管理を提供するインターネット上のポータルサイト
docomo business ANCAR Rec サービスポータル アクセス回線	docomo business ANCAR Rec サービスポータルの利用にあたり、当社又は当社以外の事業者が設置又は設定する物理的または論理的な電気通信回線であって、docomo business ANCAR Rec サービスポータルに係るネットワークに接続するために利用されるもの

(B) 提供条件

- docomo business ANCAR Rec サービスの利用には別途当社のIP通信網サービス契約約款別冊(シェアードIP-PBXサービス)に定めるIPVoice通話録音機能の契約が必要です。この場合において、当社のIP通信網サービス契約約款別冊(シェアードIPPBXサービス)に定めるIPVoice通話録音機能の提供が開始されていない場合においても、docomo business ANCAR Rec サービスの提供を開始するものとします。
- 当社は、docomo business ANCAR Rec サービスの利用にあたり、docomo business ANCAR Rec サービスポータルを提供します。
- 契約者は、docomo business ANCAR Rec サービスポータル アクセス回線を用意する必要があります。

(C) 利用に関する条件

- docomo business ANCAR Rec サービスの利用は日本国内に限ります。
- 契約者は、共通編第32条(契約者の義務)第1項第20号の規定に関わらず、docomo business ANCAR Rec サービスに係る契約を電気通信事業法(昭和59年法律第86号。)第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務として自らの電気通信事業の用に供することはできません。

(D) 保守対応

- 当社は、docomo business ANCAR Rec サービスの不具合や障害が発生した場合、法令の定めに基づく開示請求があつた場合、その他当社がdocomo business ANCAR Rec サービスの管理運営上必要と判断した場合には、ID等を用いてdocomo business ANCAR Rec サービス上の確認を行うことができるものとします。
- 当社が運用上必要と判断した場合に生じる試験に伴う利用料等は、契約者負担とします。

(E) 責任の制限

- 当社のIP通信網サービス契約約款に定める第6種シェアードIP-PBXサービスから通話録音データを受信できない場合は、当社はdocomo business ANCAR Rec サービスの機能を正常に提供できないことがあります。

(F) 料金請求

- docomo business ANCAR Rec サービスに係る料金その他の債務に係る当社からの請求は、共通編及び本規約に定めるところにより行われるものとします。

B 料金算定方法

(A) 適用

・当社は、docomo business ANCAR Rec サービスに係る通話録音データの通話録音時間、テキスト化の対象となる通話録音時間を当社の機器により測定します。

・当社は、docomo business ANCAR Rec サービスに係る通話録音時間に基づき、次に掲げる計算式に従い、利用料金の料金額を算出するものとします。

<通話録音蓄積料 計算式>

課金単位 × (B)料金額(1)基本機能に掲げる通話録音蓄積料の料金額

<通話録音蓄積料 課金単位>

1料金月内の各日の 0:00～23:59 に受信したすべての通話録音データの合計録音時間の合計時間

÷ 当月の課金対象期間(日数)

÷ 7,200(秒)

なお、小数点以下は切り上げとします。

<テキスト化料 計算式>

課金単位 × (B)料金額(2)付加機能に掲げるテキスト化料の料金額

<テキスト化料 課金単位>

1料金月内にテキスト化処理が完了したテキスト化対象時間の合計時間

÷ 7,200(秒)

なお、小数点以下は切り上げとします。

・docomo business ANCAR Rec サービス契約者は、前項に規定する利用料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における過去2か月の1日平均の通話録音データの通話録音時間及びテキスト化の対象となる通話録音時間に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額の支払いを要します。

(B) 料金額

docomo business ANCAR Rec サービスの利用料金は次のとおりとします。

(1) 基本機能

区分	単位	料金額
通話録音蓄積料	通話録音時間 2 時間までごとに	280 円(308 円)

(2) 付加機能

区分	単位	料金額
テキスト化料	通話録音時間 2 時間までごとに	480 円(528 円)